

名古屋地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 消費税及び地方消費税更正処分等取消請求事件
国側当事者・国(千種税務署長)
令和3年3月1日棄却・確定

判 決

原告	有限会社A
同代表者取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	山内 順
被告	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
処分行政庁	千種税務署長 上田 誠
指定代理人	別紙1 指定代理人目録のとおり

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 千種税務署長が平成30年6月28日付けで原告に対してした、平成24年11月1日から平成25年10月31日までの課税期間(以下「平成25年10月期」という。)の消費税及び地方消費税の更正処分のうち消費税額51万2700円、地方消費税額12万8100円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 2 千種税務署長が平成30年6月28日付けで原告に対してした、平成25年11月1日から平成26年10月31日までの課税期間(以下「平成26年10月期」という。)の消費税及び地方消費税の更正処分のうち消費税額61万3100円、地方消費税16万1400円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 3 千種税務署長が平成30年6月28日付けで原告に対してした、平成26年11月1日から平成27年10月31日までの課税期間(以下「平成27年10月期」という。)の消費税及び地方消費税の更正処分のうち消費税額65万6600円、地方消費税額17万7100円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 4 千種税務署長が平成30年6月28日付けで原告に対してした、平成28年11月1日から平成29年10月31日までの課税期間(以下、「平成29年10月期」という。)の消費税及び地方消費税の更正処分のうち消費税額72万4600円、地方消費税額19万5500円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 5 千種税務署長が平成30年11月12日付けで原告に対してした、平成27年11月1日から平成28年10月31日までの課税期間(以下「平成28年10月期」といい、平成25年

10月期から平成29年10月期までの各課税期間を併せて「本件各課税期間」という。)の消費税及び地方消費税の更正処分のうち消費税額65万6500円、地方消費税額17万7100円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

原告は、歯科技工所の経営等を目的とする特例有限会社であり、本件各課税期間につき、自己が営む歯科技工業(以下「本件事業」という。)が消費税におけるいわゆる簡易課税制度(消費税法37条)の事業区分上、第三種事業(製造業)に該当するとして消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の申告をしたところ、千種税務署長から本件事業は第五種事業(サービス業)に該当するとして消費税等の各更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定を受けたことから、上記各処分の取消しを求める事案である。

2 関係法令の定め

(1) 簡易課税制度の概要

ア 消費税法は、国内において事業者が行った資産の譲渡等(事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供〔2条1項8号〕)に消費税を課するものとし(4条)、資産の譲渡等のうち、6条1項の規定により消費税を課さないこととされているもの以外のものを課税資産の譲渡等とした上で(2条1項9号)、課税資産の譲渡等に係る消費税の課税標準を課税資産の譲渡等の対価の額とするが(28条1項本文)、この課税標準に対する消費税額から、国内において行う課税仕入れ(事業者が事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けること〔2条1項12号〕)に係る消費税額を控除するものとする(30条以下。以下、30条から36条までの規定により課税標準額に対する消費税額から控除することができる課税仕入れ等の税額の合計額を、「控除対象仕入税額」という。)

イ 事業者がその納税地を所轄する税務署長にその基準期間(法人については、その事業年度の前々事業年度をいう〔消費税法2条1項14号〕)における課税売上高が5000万円以下である課税期間について同法37条1項の適用を受ける旨を記載した届出書(以下「簡易課税制度選択届出書」という。)を提出した場合には、同届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間については、当該事業者の当該課税期間の課税標準額に対する消費税額から当該課税期間における売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の100分の60(卸売業その他の政令で定める事業を営む事業者にあつては、当該残額に、政令で定めるところにより当該事業の種類ごとに当該事業における課税資産の譲渡等に係る消費税額のうち課税仕入れ等の税額の通常占める割合を勘案して政令で定める率〔以下「みなし仕入率」という。〕)を乗じて計算した金額を、所定の課税標準額に対する消費税額から控除することができる課税仕入れ等の税額とみなすことができる(簡易課税制度。同法37条1項〔ただし、平成26年10月期以前につき平成27年法律第9号による改正前のもの、平成27年10月期以後につき同法律による改正後のもの。以下同じ。〕)。

ウ 簡易課税制度における事業区分及びみなし仕入率

簡易課税制度においては、事業者の事業の種類に応じてみなし仕入率が定められており、第一種事業が100分の90、第二種事業が100分の80、第三種事業が1

00分の70、第四種事業が100分の60、第五種事業が100分の50などとされている。そして、これらに属する事業は、概要、次のように定められている（消費税法施行令57条1項、5項〔平成26年政令第141号による改正前のもの。本件においては、平成27年政令第145号による改正前のもの、平成26年政令第317号による改正前のものも適用されることになるが、これらについては、以下の記載中、不動産業が第六種事業となり、第五種事業に金融業及び保険業が追加されるにとどまり、本件の争点との関係では、前記各改正の前後で実質的な差異はない。以下、前記各改正の前後を通じ「消費税法施行令」という。〕）。

(ア) 第一種事業 卸売業

(イ) 第二種事業 小売業

(ウ) 第三種事業 ①農業、②林業、③漁業、④鉱業、⑤建設業、⑥製造業（製造した棚卸資産を小売する事業を含む。）、⑦電気業、ガス業、熱供給業及び水道業（ただし、第一種事業及び第二種事業に該当するもの並びに加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を行う事業を除く。）

(エ) 第五種事業 ①不動産業、②運輸通信業、③サービス業（飲食店業に該当するものを除く。）（ただし、第一種事業、第二種事業及び第三種事業に該当するものを除く。）

(オ) 第四種事業 他のいずれの種類の事業にも該当しない事業

(2) 事業区分の判定に関する通達

消費税法基本通達13-2-4（平成26年5月29日付け課消1-8ほか5課共同「消費税法基本通達等の一部改正について（法令解釈通達）」による改正前のもの。本件においては、同改正後のものも適用されることになるが、これについては、以下の記載中、不動産業が第六種事業となり、第五種事業に金融業及び保険業が追加されるにとどまり、本件の争点との関係では、前記改正の前後で実質的な差異はない。以下、前記改正の前後を通じ、「本件通達」という。）は、簡易課税制度において第三種事業に該当することとされている事業及び第五種事業に該当することとされている事業の範囲は、おおむね日本標準産業分類（総務省）（以下「産業分類」という。）の大分類に掲げる分類を基礎として判定するとしている。そして、第五種事業に該当するとされる不動産業、運輸通信業及びサービス業の範囲は、産業分類の大分類に掲げる①情報通信業、②運輸業、郵便業、③不動産業、物品賃貸業、④学術研究、専門・技術サービス業、⑤宿泊業、飲食サービス業（飲食サービス業に該当するものを除く。）、⑥生活関連サービス業、娯楽業、⑦教育、学習支援業、⑧医療、福祉、⑨複合サービス業、⑩サービス業（他に分類されないもの）をいう旨規定している。

(3) 産業分類による歯科技工所の分類

平成14年3月改定（第11回改定）より前の産業分類においては、歯科技工所は、大分類L-サービス業、中分類88-医療業に分類されていたが、大分類L-サービス業から医療、福祉に関する分野が分離され、大分類が新設され、平成19年11月改定（第12回改定）に係る産業分類及び平成25年10月改定（第13回改定）に係る産業分類のいずれにおいても、歯科技工所は、大分類P-医療、福祉、中分類83-医療業（医師又は歯科医師等が患者に対して医療又は医業類似行為を行う事業所及びこれに直接関連する

サービスを提供する事業所)、小分類836-医療に附帯するサービス業、細分類8361歯科技工所(歯科医師又は歯科技工士が業として特定人に対する補てつ物、充てん物及び矯正装置〔以下「補てつ物等」という。〕の作成、修理又は加工を行う事業所)に分類されている。

3 前提事実(当事者間に争いのない事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実等。以下、書証番号は特記しない限り枝番を含む。)

(1) 当事者等

原告は、歯科技工所を営む特例有限会社であり、平成10年1月7日、千種税務署長に対し、簡易課税制度選択届出書を提出した。原告の課税売上高は、本件各課税期間の各基準期間のいずれにおいても5000万円以下である。(乙3、5、弁論の全趣旨)

(2) 本件の事業の内容

原告は、歯科医師の指示書に従って、患者の歯の石こう型に適合する歯科医療の用に供する補てつ物等を作成、修理又は加工し、歯科医師に納品している。(乙11、弁論の全趣旨)

(3) 確定申告及び修正申告

原告は、本件事業が第三種事業の製造業に該当し、みなし仕入率が100分の70であるとして、本件各課税期間の消費税等について、いずれも法定申告期限内に、別表1-1及び1-2の各「確定申告」欄記載のとおり、確定申告をし、平成25年10月期、平成26年10月期及び平成27年10月期の消費税等について、平成30年6月6日、別表1-1の「修正申告」欄記載のとおり、修正申告をした。(乙6~10、12~14、弁論の全趣旨)

(4) 更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分

千種税務署長は、本件事業は第五種事業のサービス業に該当するから、原告の確定申告ないし修正申告に係る控除対象仕入税額は過大であるとして、平成30年6月28日付けで、原告の本件各課税期間の消費税等について、別表1-1及び1-2の各「更正処分等1」欄記載のとおり、各更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分をし、原告にこれを通知し、原告の平成28年10月期の消費税等に係る上記更正処分の理由に不備があったとして、同年11月8日付けで、別表1-2の「更正処分等2」欄記載のとおり、再更正処分及び過少申告加算税の額を零円とする変更決定処分をし、原告にこれを通知し、同月12日付けで、当初の更正処分の理由の不備を修正した別表1-2の「更正処分等3」欄記載のとおり、更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分をし、原告にこれを通知した(以下、平成25年10月期、平成26年10月期、平成27年10月期及び平成29年10月期〔以下、併せて「平成25年10月期等」という。〕に係る上記各更正処分及び平成28年10月期に係る平成30年11月12日付けの上記更正処分を併せて「本件各更正処分」と、平成25年10月期等に係る上記過少申告加算税の各賦課決定処分及び平成28年10月期に係る平成30年11月12日付けの上記過少申告加算税の賦課決定処分を併せて「本件各賦課決定処分」といい、本件各更正処分及び本件各賦課決定処分を併せて「本件各処分」という。)(乙15~19、21、22、弁論の全趣旨)

(5) 不服申立て

原告は、本件各課税期間に係る平成30年6月28日付けの前記各更正処分及び過少申

告加算税の各賦課決定処分を不服として、同年8月28日付けで、審査請求をし、平成28年10月期に係る同更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分に対する審査請求を取り下げた上で、平成30年11月12日付けの前記更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分を不服として、同日付けで、審査請求をしたが、国税不服審判所長は、平成31年4月15日付けで原告の各審査請求を棄却する旨の裁決をし、その頃、原告に対してこれを通知した。（乙20、弁論の全趣旨）

(6) 本件訴えの提起

原告は、令和元年10月10日、本件訴えを提起した。（顕著な事実）

4 争点

本件の争点は、本件各処分の適法性であり、具体的には、本件事業が第五種事業のサービス業に該当するか否かである。

5 争点に関する当事者の主張の要旨

(被告の主張の要旨)

簡易課税制度の趣旨・目的は税負担の公平性に配慮しつつ納税事務を簡素化することにあるところ、産業分類は本邦における標準産業を体系的に分類する公示された統計基準であり、事業区分の判定を産業分類に従って行うことは上記簡易課税制度の趣旨・目的に沿うものといえ、また、産業分類に従うことは消費税法及び消費税法施行令における立法者意思にも合致することからすれば、事業区分の判定を産業分類に従って行うことは合理的である。

本件事業は、歯科医師の指示書に従って補てつ物等を作成し、歯科医師に納品することを業務内容とするものであり、歯科技工士法18条により、歯科医師の指示書に基づかなければその事業が成り立たず、事業実態として歯科医療行為の一部を担うものであるといえる。また、サービス業が含まれる第五種事業のみなし仕入率は50%であるところ、法人の経営指標の統計的分析に基づく歯科技工所の1企業当たり平均の課税仕入額（最大見込額）及びその構成比も約50%である。これらのことからすれば、本件事業は社会的実態面からみても、租税負担の公平性、相当性等の観点からみても、サービス業（第五種事業）に分類することが合理的である。

したがって、本件事業は第五種事業のサービス業に該当し、別紙2のとおり、本件各処分は適法である。

(原告の主張の要旨)

(1) 租税法規の解釈は、法的安定性の要請から原則として文理解釈によるべきであり、法律の言葉、文章の意味を文法の規則及び通常言葉の用法から確定すべきである。そして、第三種事業及び第五種事業に属する各事業の内容を明らかにした定義規定は存在しないところ、

「製造業」は通常言葉の用法からすれば、原料を加工して品物を作る産業であることは容易に理解されるのであって、本件事業は、補てつ物等の作成、修理又は加工を内容とするものであり、その文言に照らして、第三種事業の製造業に該当することは明白である。

(2) 被告は、補てつ物等の作成、修理又は加工が医師の指示に基づいて行われることなどから、歯科技工業が、事業実態として歯科医療行為の一旦を担うものであるとして、第五種事業のサービス業に該当すると主張する。

しかしながら、義肢装具士が行う事業は、第三種事業の製造業に該当するとされているところ、①義肢装具士法2条3項及び同法38条によれば、義肢装具士は、⑦義肢及び装

具の装着部位への採型、④義肢及び装具の製作、⑦義肢及び装具の身体への適合のいずれについても医師の指示の下に行うものとされており、⑦及び⑧については医師の具体的な指示を受けなければならないとされていること、②義肢装具士が行う事業に関する「義肢装具士業務指針」（甲２）及び「義肢装具にかかわる医師のガイドライン」（甲３）において、義肢装具士が行う事業は医療行為の一端を担う事業であるとされていること、③医師による処方箋に記載される事項は歯科技工指示書に記載される事項と相違がないこと、④義肢装具士は歯科技工士と異なり、直接的に患者が接するなど、医療行為の一端を担う程度が著しく高いことなどからすれば、義肢装具士が行う事業と歯科技工士が行う事業との間の差異はないというべきであるから、歯科技工業は、第三種事業の製造業に該当するというべきである。

(3) 以上によれば、本件事業は第三種事業の製造業に該当し、第五種事業のサービス業には該当せず、本件各処分は違法である。

第3 当裁判所の判断

- 1 消費税法は、国内において事業者が行った資産の譲渡等に消費税を課するものとし（４条）、資産の譲渡等のうち、６条１項の規定により消費税を課さないこととされているもの以外のものを課税資産の譲渡等とした上で（２条１項９号）、課税資産の譲渡等に係る消費税の課税標準を課税資産の譲渡等の対価の額とする一方（２８条１項本文）、消費税が各取引段階における付加価値を捉えて課税の対象とするものであることに鑑み、取引段階の進展に伴う税負担の累積を防止するため、前記の課税標準に対する消費税額から、国内において行う課税仕入れに係る消費税額を控除するものとしている（３０条以下）。その上で、消費税法は、課税仕入れに係る消費税額の算定に関する中小事業者の事務負担に配慮し、当該事業の一般的な課税仕入れの態様に応じて類型化した事業区分を用いてそれぞれみなし仕入率を定めることにより、簡易に課税仕入れに係る消費税額を算定することを可能にしている（３７条）。そして、消費税法施行令５７条は、消費税法３７条の委任を受けて、簡易課税制度における事業区分及びみなし仕入率等について定め、第三種事業として製造業を、第五種事業としてサービス業をそれぞれ規定しているが、消費税法及び消費税法施行令上、第三種事業及び第五種事業に属する各事業自体の内容を明らかにした定義規定は存在せず、「製造業」又は「サービス業」自体の意味内容も法令によって明らかにされていない。
- 2 (1) そこで、本件事業が製造業とサービス業のいずれに該当するかについて検討するに、租税法規の解釈は、法的安定性の観点から、原則として文理解釈によるべきであるから、「製造業」及び「サービス業」の用語の通常の意味についてみると、「製造業」については、「原料品を加工して新しい品物をつくる生産業。品物をつくる営業。」（広辞苑、乙３１）、「原材料に加工を施して製品を生産する産業。」（大辞泉、乙３２）、「原料に手を加えて品物をつくり上げる産業。」（大辞林、乙３３）、「各種原料を加工して製品をつくる工業の総称。産業分類では鉱業・建設業とともに第二次産業に分類され、重工業と軽工業に区分される。」（日本語大辞典、乙３４）とされており、「サービス業」については、「日本標準産業分類の大分類の一つ。デザイン・著述・写真業・弁護士などの専門サービス業、学術・開発研究機関、情報サービス業、洗濯・理美容などの生活関連業、宿泊・飲食サービス業、娯楽業、廃棄物処理業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業などからなる。」（広辞苑、乙３１）、「日本標準産

業分類による大分類の一。廃棄物処理業、自動車などの機械修理業、労働者派遣業、政治・経済や宗教などの各種団体が含まれる。」（大辞泉、乙32）、「日本標準産業分類の一。宿泊設備貸与業、広告業、修理業、興行業、医療保健業、宗教・教育・法務関係など、非物質的生産物（サービス）を生産するあらゆる業務。」（大辞林、乙33）、「『サービス産業』をいい、『サービス産業』とは、『無形のサービスを生産・提供する産業の総称。商業・運輸業・金融業・観光業・修理業・興行業・教育産業など。第三次産業。サービス業。』」（日本語大辞典、乙34）とされており、これらのことからすると、用語の通常の意味としては、「製造業」は、材料を加工して製品を作る事業を、「サービス業」は、役務を提供する事業を意味するものと解される。そうであるところ、歯科技工は、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物等を作成し、修理し、又は加工することであり（歯科技工士法2条1項）、その性質上、歯科医療に密接に関連するものである上、これらを行うためには特別の知識技能を要し、これを欠く者が行った場合には国民の生命又は健康に危害を及ぼすおそれがあることから、国民の保健衛生上の危害を防止するため、歯科技工を業として行うことができる者を歯科医師及び歯科技工士に限定している（同法17条）。また、歯科技工は、本来、歯科医師が自己の診療する患者のために自ら行うべきものであるから、これを歯科技工士に行わせる場合には、指示者である歯科医師の意向が忠実に遂行される必要があるため、歯科技工士が業として歯科技工を行う場合には歯科医師の指示書によることを要するものとされている（同法18条）。これらの歯科技工士法の規定等からすると、歯科技工は、歯科医業に付随、関連する業務であり、歯科医療行為の一環として行われるものというべきであるから、その内容に補てつ物等の作成等を含むものの、歯科技工業は、製造業ではなく、サービス業に該当すると解するのが相当である。

- (2) また、本件通達は、第三種事業と第五種事業の範囲について、おおむね産業分類によるべきであるとするところ、①産業分類は、消費税の簡易課税制度上の事業分類を目的としたものではないものの、統計調査の結果を産業別に表示する際の基本的事項を定めた統計基準であり、統計の正確性と客観性を保持し、統計の相互比較性と利用の向上を図ることを目的として設定されたものであること（乙49、50、55、56）、②産業分類は、事業所において社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産又は提供に係る全ての経済活動を対象として、主として、（a）生産される財貨又は提供されるサービスの種類、（b）財貨生産又はサービス提供の方法、（c）原材料の種類及び性質、サービス対象及び取り扱われるものの種類に着目して区分し、体系的に配列したものであること（乙55）、③産業分類は昭和24年10月に設定された後、平成25年10月の改定まで合計13回にわたって、新産業や新制度の状況、既存産業の状況変化等に対応して随時改定されてきていること（乙49～51、53～56）からすると、産業分類は、事業の分類区分として客観的かつ合理的なものであるということが出来る。そして、事業を区分する基準としては、産業分類を除いてはこれに代わり得る普遍的で合理的な基準は見当たらないから、本件通達の規定するように、簡易課税制度における事業判定について原則として産業分類によることは、合理的なものであるということが出来る。そうであるところ、歯科技工業は、産業分類上、細分類8361歯科技工所（歯科医師又は歯科技工士が業とし

て特定人に対する補てつ物等の作成、修理又は加工を行う事業所)、大分類P-医療、福祉に分類されるのであるから、歯科技工業は、第五種事業のサービス業に分類されるというべきである。

- (3) さらに、簡易課税制度においては、事業の種類ごとにみなし仕入率に差異が設けられており、製造業が含まれる第三種事業が100分の70であり、サービス業が含まれる第五種事業が100分の50とされているところ、消費税法は、消費税が各取引段階における付加価値を捉えて課税の対象とするものであることに鑑み、取引段階の進展に伴う税負担の累積を防止するために消費税法が課税仕入れに係る消費税額を控除していることからすれば、サービス業のみなし仕入率が製造業のみなし仕入率よりも低率に設定されているのは、役務の提供を内容とするサービス業においては、当核役務の提供に付加価値が認められることから、材料を加工して製品を作る製造業に比して、課税資産の譲渡等の対価の額に対する課税仕入れに係る支払対価の割合が小さくなることによるものと考えられる。そして、前記(1)に説示した歯科技工の特質からすると、歯科技工業においては、主として歯科医療に関する専門的な知識、技能等の提供に付加価値があるものと解されるから、この点からも、歯科技工業を、製造業ではなくサービス業とすることが合理的であるといえる。また、みなし仕入率の点からみても、TKC経営指標(令和元年版)の資料(乙63)によれば、1企業当たり平均の課税仕入額(最大見込額、純売上高-[役員報酬+役員外販管人件費+労務費+営業利益])及びその構成比(課税仕入額[最大見込額]の純売上高に占める割合)は、別表2のとおり、製造業が70.5%~71.9%、歯科技工所が49.3%~51.7%であることが認められ、みなし仕入率が、第三種事業である製造業については70%、第五種事業であるサービス業については50%とされていることからすると、実態的にも、歯科技工業には、第三種事業のみなし仕入率70%ではなく、第五種事業の50%のみなし仕入率を適用するのが妥当であるといえることができる。

- (4) 以上のような諸点に照らすと、歯科技工業は第五種事業のサービス業に該当するというべきである。

- 3 (1) この点、原告は、租税法規の解釈は、法的安定性の要請から原則として文理解釈によるべきであるとした上で、「製造業」は通常の意味の用法からすれば、原料を加工して品物を作る産業であることは容易に理解されるのであって、本件事業は、補てつ物等の作成、修理又は加工を内容とするものであり、その文言に照らして、第三種事業の製造業に該当することは明白である旨主張する。

しかしながら、租税法規の解釈は原則として文理解釈によるべきであるものの、「製造業」及び「サービス業」の通常の意味に照らしても、歯科技工業がサービス業に該当すると解すべきことは、前記2(1)で説示したとおりである。

したがって、原告の前記主張は採用することができない。

- (2) また、原告は、義肢装具士の業務は、第三種事業の製造業とされているところ、①義肢装具士は⑦義肢及び装具の装着部位への採型、④義肢及び装具の製作、⑤義肢及び装具の身体への適合のいずれについても医師の指示の下に行うものとされ、⑦及び⑤については医師の具体的な指示を受けなければならないとされていること、②義肢装具士が行う事業に関する「義肢装具士業務指針」(甲2)及び「義肢装具にかかわる医師のガイドライン」(甲3)において、義肢装具士が行う事業は医療行為の一端を担う事業であるとされ

ていること、③医師による処方箋に記載される事項は歯科技工指示書に記載される事項と相違がないこと、④義肢装具士は歯科技工士と異なり、直接的に患者に接するなど、医療行為の一端を担う程度が著しく高いことなどからすると、義肢装具士が行う事業と歯科技工業との間に差異はないから、歯科技工業も製造業に該当すると主張する。

しかしながら、義肢装具士は、医師の指示の下に診療の補助として義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の製作及び身体への適合を行うことを業として行い（義肢装具士法2条、37条）、手術直後の患部の採型及び当該患部への適合並びにギプスで固定されている患部の採型及び当該患部への適合については医師の具体的な指示を受けて行うが（同法38条、同法施行規則32条）、歯科技工と異なり、義肢の製作等自体は、義肢装具士の資格の有無にかかわらず行うことが可能なものであり、診療の補助として行わない場合には医師の指示も必要としないのであって、その販売も医師に限らず義肢を必要とする者に対して直接行うことが可能である。このことからすると、義肢装具士が行う事業は、歯科技工とは異なり、必ずしも医師による医療行為の一環として行われるものということとはできず、その業務の内容に照らすと、製造業に該当するものと解される。これらのことからすれば、義肢装具士が第三種事業の製造業に該当することをもって、歯科技工業が第三種事業の製造業に該当するということができない。

したがって、原告の前記主張は採用することができない。

- 4 これまで判示したところに加えて、本件全証拠及び弁論の全趣旨によれば、本件各処分根拠及びその適法性については、別紙2に記載のとおり認めることができ、この認定判断を左右するに足りる証拠はない。

以上によれば、本件各処分はいずれも適法である。

第4 結論

以上の次第で、原告の請求は、いずれも理由がないからこれらを棄却することとし、訴訟費用の負担につき、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

名古屋地方裁判所民事第9部

裁判長裁判官 角谷 昌毅

裁判官 後藤 隆大

裁判官 若林 慶浩

(別紙1)

指定代理人目録

黒木 裕貴、水野 文仁、澤本 裕貴、鷹箸 直矢、住田 和彦

以上

本件各処分根拠及び適法性

1 本件各更正処分根拠及び適法性

被告が主張する本件各課税期間における消費税等の課税標準額及び合計税額等は、以下のとおりである。

(1) 平成25年10月期

ア 課税標準額 4272万9000円

上記金額は、下記(ア)及び(イ)の合計金額4272万9958円に国税通則法(以下「通則法」という。)118条1項の規定を適用して1000円未満の端数を切り捨てた後の金額であり、原告が、平成30年6月6日付けで千種税務署長に提出した平成25年10月期の消費税等の修正申告書(乙12)に記載された「①課税標準額」欄の金額と同額である(別表3-1の「更正処分後の金額」欄の「①」欄参照)。

(ア) 本件事業に係る課税売上高(税抜き) 4115万7224円

上記金額は、同修正申告書付表5(乙12)に記載された「⑨第三種事業(製造業等)」欄の金額と同額である。

(イ) 金属くず売却等に係る課税売上高(税抜き) 157万2734円

上記金額は、同修正申告書付表5(乙12)に記載された「⑩第四種事業(その他)」欄の金額と同額である。

イ 消費税額 170万9160円

上記金額は、同修正申告書(乙12)に記載された「②消費税額」と同額である(別表3-1の「更正処分後の金額」欄の「②」欄及び別表4-1の「①」欄参照)。

ウ 控除対象仕入税額 86万0870円

上記金額は、上記ア(ア)の本件事業が第五種事業に該当することから、みなし仕入率100分の50を適用し、また、上記ア(イ)の金属くずの売却が第四種事業に該当することから、みなし仕入率100分の60を適用した上、消費税法施行令57条2項の規定により算出した割合を、上記イの金額に乗じて計算した金額である(別表3-1の「更正処分後の金額」欄の「③」欄及び別表4-1の「⑰」欄参照)。

エ 納付すべき消費税額 84万8200円

上記金額は、上記イの消費税額から、上記ウの控除対象仕入税額を控除して算出した金額に、通則法119条1項の規定を適用して100円未満の端数を切り捨てた後の金額である(別表3-1の「更正処分後の金額」欄の「④」欄参照)。

オ 地方消費税の課税標準となる消費税額 84万8200円

上記金額は、地方税法72条の82の規定により、上記エの納付すべき消費税額である(別表3-1の「更正処分後の金額」欄の「⑤」欄参照)。

カ 譲渡割額 21万2000円

上記金額は、上記オの地方消費税の課税標準となる消費税額に地方税法72条の83(平成24年法律第69号〔平成26年4月1日施行〕による改正前のもの。)の規定に基づき100分の25を乗じて算出した金額に、地方税法20条の4の2第3項の規定を適用して100円未満の端数を切り捨てた後の金額である(別表3-1の「更正処

分後の金額」欄の「⑥」欄参照)。

キ 消費税等の合計税額 106万0200円

上記金額は、上記エの納付すべき消費税額と上記カの譲渡割額との合計額である(別表3-1の「更正処分後の金額」欄の「⑦」欄参照)。

(2) 平成26年10月期

ア 課税標準額 3863万4000円

上記金額は、下記(ア)及び(イ)の合計金額であり、原告が、平成30年6月6日付けで千種税務署長に提出した、平成26年10月期の消費税等の修正申告書(乙13)に記載された「①課税標準額」欄の金額と同額である(別表3-2の「更正処分後の金額」欄の「①」欄参照)。

なお、上記金額のうち、平成25年11月1日から平成26年3月31日までの期間に係る部分(以下「税率4%適用分」という。)及び平成26年4月1日から同年10月31日までの期間に係る部分(以下「税率6.3%適用分」という。)の課税売上高(税抜き)は、下記(ア)及び(イ)のとおりである。

(ア) 税率4%適用分 1695万7000円

上記金額は、下記a及びbの合計金額1695万7603円に通則法118条1項の規定を適用して1000円未満の端数を切り捨てた後の金額である(別表3-2の「更正処分後の金額」欄の「①」欄の「A」欄参照)。

a 本件事業に係る課税売上高(税抜き) 1641万9159円

上記金額は、同修正申告書付表5-(2)(乙13)に記載された「税率4%適用分」欄の「⑨第三種事業(製造業等)」欄の金額と同額である。

b 金属くず売却に係る課税売上高(税抜き) 53万8444円

上記金額は、同修正申告書付表5-(2)(乙13)に記載された「税率4%適用分」欄の「⑩第四種事業(その他)」欄の金額と同額である。

(イ) 税率6.3%適用分 2167万7000円

上記金額は、下記a及びbの合計金額2167万7301円に通則法118条1項の規定を適用して1000円未満の端数を切り捨てた後の金額である(別表3-2の「更正処分後の金額」欄の「①」欄の「B」欄参照)。

a 本件事業に係る課税売上高(税抜き) 2131万1895円

上記金額は、同修正申告書付表5-(2)(乙13)に記載された「税率6.3%適用分」欄の「⑨第三種事業(製造業等)」欄の金額と同額である。

b 金属くず売却に係る課税売上高(税抜き) 36万5406円

上記金額は、同修正申告書付表5-(2)(乙13)に記載された「税率6.3%適用分」欄の「⑩第四種事業(その他)」欄の金額と同額である。

イ 消費税額 204万3931円

上記金額は、同修正申告書(乙13)に記載された「②消費税額」の金額と同額である(別表3-2の「更正処分後の金額」欄の「②」欄及び別表4-2の「C」欄の「①」欄参照)。

なお、上記金額のうち、税率4%適用分及び税率6.3%適用分に係る消費税額は、下記(ア)及び(イ)のとおりである。

- (ア) 税率４％適用分 67万8280円
 上記金額は、同修正申告書付表４（乙１３）に記載された「税率４％適用分」欄の「②消費税額」欄の金額と同額である（別表３－２の「更正処分後の金額」欄の「②」欄の「C」欄及び別表４－２の「A」欄の「①」欄参照）。
- (イ) 税率６．３％適用分 136万5651円
 上記金額は、同修正申告書付表４（乙１３）に記載された「税率６．３％適用分」欄の「②消費税額」欄の金額と同額である（別表３－２の「更正処分後の金額」欄の「②」欄の「D」欄及び別表４－２の「B」欄の「①」欄参照）。
- ウ 控除対象仕入税額 102万6420円
 上記金額は、上記ア（ア）a及びア（イ）aの本件事業が第五種事業に該当することから、みなし仕入率100分の50を適用し、また、上記ア（ア）b及びア（イ）bの金属くずの売却が第四種事業に該当することから、みなし仕入率100分の60を適用した上、消費税法施行令57条2項の規定により算出した割合を、上記イの金額に乗じて計算した下記（ア）及び（イ）の合計金額である（別表３－２の「更正処分後の金額」欄の「③」欄及び別表４－２の「C」欄の「⑰」欄参照）。
- (ア) 税率４％適用分 34万1293円
 上記金額は、上記イ（ア）の金額に、消費税法施行令57条2項の規定により算出した割合を乗じて計算した金額である（別表３－２の「更正処分後の金額」欄の「③」欄の「E」欄及び別表４－２の「A」欄の「⑰」欄参照）。
- (イ) 税率６．３％適用分 68万5127円
 上記金額は、上記イ（イ）の金額に、消費税法施行令57条2項の規定により算出した割合を乗じて計算した金額である（別表３－２の「更正処分後の金額」欄の「③」欄の「F」欄及び別表４－２の「B」欄の「⑰」欄参照）。
- エ 納付すべき消費税額 101万7500円
 上記金額は、下記（ア）及び（イ）の合計金額に、通則法119条1項の規定を適用して100円未満の端数を切り捨てた後の金額である（別表３－２の「更正処分後の金額」欄の「④」欄参照）。
- (ア) 税率４％適用分 33万6987円
 上記金額は、上記イ（ア）の消費税額から、上記ウ（ア）の控除対象仕入税額を控除して算出した金額である（別表３－２の「更正処分後の金額」欄の「④」欄の「G」欄参照）。
- (イ) 税率６．３％適用分 68万0524円
 上記金額は、上記イ（イ）の消費税額から、上記ウ（イ）の控除対象仕入税額を控除して算出した金額である（別表３－２の「更正処分後の金額」欄の「④」欄の「H」欄参照）。
- オ 地方消費税の課税標準となる消費税額 101万7500円
 上記金額は、地方税法72条の82の規定により、上記エの納付すべき消費税額である（別表３－２の「更正処分後の金額」欄の「⑤」欄参照）。
- なお、上記金額のうち、税率４％適用分及び税率６．３％適用分に係る地方消費税の課税標準となる消費税額は、上記エ（ア）及び（イ）と同額である（別表３－２の「更正

処分後の金額」欄の「⑤」欄の「I」欄又は「J」欄参照)。

カ 譲渡割額 26万7800円

上記金額は、下記(ア)及び(イ)の合計金額に、地方税法20条の4の2第3項の規定を適用して100円未満の端数を切り捨てた後の金額である(別表3-2の「更正処分後の金額」欄の「⑥」欄参照)。

(ア) 税率4%適用分 8万4246円

上記金額は、上記エ(ア)の金額に、地方税法72条の83(平成24年法律第69号〔平成26年4月1日施行〕による改正前のもの。)の規定に基づき100分の25を乗じて算出した金額である(別表3-2の「更正処分後の金額」欄の「⑥」欄の「K」欄参照)。

(イ) 税率6.3%適用分 18万3633円

上記金額は、上記エ(イ)の金額に、地方税法72条の83(平成24年法律第69号〔平成26年4月1日施行〕による改正後のもの。)の規定に基づき63分の17を乗じて計算した金額である(別表3-2の「更正処分後の金額」欄の「⑥」欄の「L」欄参照)。

キ 消費税等の合計税額 128万5300円

上記金額は、上記エの納付すべき消費税額と上記カの譲渡割額との合計額である(別表3-2の「更正処分後の金額」欄の「⑦」欄参照)。

(3) 平成27年10月期

ア 課税標準額 3474万5000円

上記金額は、下記(ア)及び(イ)の合計金額3474万5311円に通則法118条1項の規定を適用して1000円未満の端数を切り捨てた後の金額であり、原告が、平成30年6月6日付けで千種税務署長に提出した、平成27年10月期の消費税等の修正申告書(乙14)に記載された「①課税標準額」欄の金額と同額である(別表3-3の「更正処分後の金額」欄の「①」欄参照)。

(ア) 本件事業に係る課税売上高(税抜き) 3386万9990円

上記金額は、同修正申告書付表5(乙14)に記載された「⑨第三種事業(製造業等)」欄の金額と同額である。

(イ) 金属くず売却に係る課税売上高(税抜き) 87万5321円

上記金額は、同修正申告書付表5(乙14)に記載された「⑩第四種事業(その他)」欄の金額と同額である。

イ 消費税額 218万8935円

上記金額は、同修正申告書(乙14)に記載された「②消費税額」と同額である(別表3-3の「更正処分後の金額」欄の「②」欄及び別表4-3の「①」欄参照)。

ウ 控除対象仕入税額 109万9981円

上記金額は、上記ア(ア)の本件事業が第五種事業に該当することから、みなし仕入率100分の50を適用し、また、上記ア(イ)の金属くずの売却が第四種事業に該当することから、みなし仕入率100分の60を適用した上、消費税法施行令57条2項の規定により算出した割合を、上記イの金額に乗じて計算した金額である(別表3-3の「更正処分後の金額」欄の「③」欄及び別表4-3の「⑰」欄参照)。

エ 納付すべき消費税額 108万8900円

上記金額は、上記イの消費税額から、上記ウの控除対象仕入税額を控除して算出した金額に、通則法119条1項の規定を適用して100円未満の端数を切り捨てた後の金額である（別表3-3の「更正処分後の金額」欄の「④」欄参照）。

オ 地方消費税の課税標準となる消費税額 108万8900円

上記金額は、地方税法72条の82の規定により、上記エの納付すべき消費税額である（別表3-3の「更正処分後の金額」欄の「⑤」欄参照）。

カ 譲渡割額 29万3800円

上記金額は、上記オの地方消費税の課税標準となる消費税額に地方税法72条の83（平成24年法律第69号〔平成26年4月1日施行〕による改正後のもの。）の規定に基づき63分の17を乗じて計算した金額に、地方税法20条の4の2第3項の規定を適用して100円未満の端数を切り捨てた後の金額である（別表3-3の「更正処分後の金額」欄の「⑥」欄参照）。

キ 消費税等の合計税額 138万2700円

上記金額は、上記エの納付すべき消費税額と上記カの譲渡割額との合計金額である（別表3-3の「更正処分後の金額」欄の「⑦」欄参照）。

(4) 平成28年10月期

ア 課税標準額 3473万9000円

上記金額は、下記（ア）及び（イ）の合計金額3473万9338円に通則法118条1項の規定を適用して1000円未満の端数を切り捨てた後の金額であり、原告が、平成28年12月15日付けで千種税務署長に提出した、平成28年10月期の消費税等の確定申告書（乙9）に記載された「①課税標準額」欄の金額と同額である（別表3-4の「本件更正処分3後の金額」欄の「①」欄参照）。

（ア）本件事業に係る課税売上高（税抜き） 3436万8016円

上記金額は、同確定申告書（乙9）に記載された「⑮この課税期間の課税売上高」欄の金額3473万9338円から、本件更正処分3に係る更正の理由書（乙22）に記載された雑収入（金属くずの売却収入）の金額37万1322円を控除した金額である。

（イ）金属くず売却に係る課税売上高（税抜き） 37万1322円

上記金額は、本件更正処分3に係る更正の理由書（乙22）に記載された雑収入（金属くずの売却収入）の金額である。

イ 消費税額 218万8557円

上記金額は、同確定申告書（乙9）に記載された「②消費税額」と同額である（別表3-4の「本件更正処分3後の金額」欄の「②」欄及び別表4-4の「①」欄参照）。

ウ 控除対象仕入税額 109万6617円

上記金額は、上記ア（ア）の本件事業が第五種事業に該当することから、みなし仕入率100分の50を適用し、また、上記ア（イ）の金属くずの売却が第四種事業に該当することから、みなし仕入率100分の60を適用した上、消費税法施行令57条2項の規定により算出した割合を、上記イの金額に乗じて計算した金額である（別表3-4の「本件更正処分3後の金額」欄の「③」欄及び別表4-4の「⑱」欄参照）。

エ 納付すべき消費税額 109万1900円

上記金額は、上記イの消費税額から、上記ウの控除対象仕入税額を控除して算出した金額に、通則法 119 条 1 項の規定を適用して 100 円未満の端数を切り捨てた後の金額である（別表 3-4 の「本件更正処分 3 後の金額」欄の「④」欄参照）。

オ 地方消費税の課税標準となる消費税額 109 万 1900 円

上記金額は、地方税法 72 条の 82 の規定により、上記エの納付すべき消費税額である（別表 3-4 の「本件更正処分 3 後の金額」欄の「⑤」欄参照）。

カ 譲渡割額 29 万 4600 円

上記金額は、上記オの地方消費税の課税標準となる消費税額に地方税法 72 条の 83（平成 24 年法律第 69 号〔平成 26 年 4 月 1 日施行〕による改正後のもの。）の規定に基づき 63 分の 17 を乗じて計算した金額に、地方税法 20 条の 4 の 2 第 3 項の規定を適用して 100 円未満の端数を切り捨てた後の金額である（別表 3-4 の「本件更正処分 3 後の金額」欄の「⑥」欄参照）。

キ 消費税等の合計税額 138 万 6500 円

上記金額は、上記エの納付すべき消費税額と上記カの譲渡割額との合計金額である（別表 3-4 の「本件更正処分 3 後の金額」欄の「⑦」欄参照）。

(5) 平成 29 年 10 月期

ア 課税標準額 3834 円 3000 円

上記金額は、下記（ア）ないし（エ）の合計金額 3834 万 3354 円に通則法 118 条 1 項の規定を適用して 1000 円未満の端数を切り捨てた後の金額であり、原告が、平成 29 年 12 月 13 日付けで千種税務署長に提出した、平成 29 年 10 月期の消費税等の確定申告書（乙 10）に記載された「①課税標準額」欄の金額と同額である（別表 3-5 の「更正処分後の金額」欄の「①」欄参照）。

（ア）本件事業に係る課税売上高（税抜き） 3680 万 9747 円

上記金額は、同確定申告書付表 5（乙 10）に記載された「⑨第三種事業（製造業等）」欄の金額と同額である。

（イ）金属くず売却に係る課税売上高（税抜き） 68 万 1756 円

上記金額は、同確定申告書付表 5（乙 10）に記載された「⑩第四種事業（その他）」欄の金額と同額である。

（ウ）サービス業等に係る課税売上高（税抜き） 18 万 5185 円

上記金額は、同確定申告書付表 5（乙 10）に記載された「⑪第五種事業（サービス業等）」欄の金額と同額である。

（エ）不動産業に係る課税売上高（税抜き） 66 万 6666 円

上記金額は、同確定申告書付表 5（乙 10）に記載された「⑫第六種事業（不動産業）」欄の金額と同額である。

イ 消費税額 241 万 5609 円

上記金額は、同確定申告書（乙 10）に記載された「②消費税額」と同額である（別表 3-5 の「更正処分後の金額」欄の「②」欄及び別表 4-5 の「①」欄参照）。

ウ 控除対象仕入税額 121 万 2099 円

上記金額は、上記ア（ア）の本件事業及び上記ア（ウ）のサービス業等が第五種事業に該当し、上記ア（イ）の金属くずの売却が第四種事業、上記ア（エ）の不動産業が第六

種事業に該当するところ、上記ア（ア）及び（ウ）並びに上記ア（イ）の2つの事業の全体に占める割合が100分の75以上であるから、上記ア（イ）の金属くずの売却はみなし仕入率100分の60を適用し、上記ア（ア）、（ウ）及び（オ）はみなし仕入率100分の50を適用した上で算出した割合を、上記イの金額に乗じて計算した金額である（別表3-5の「更正処分後の金額」欄の「③」欄及び別表4-5の「⑱」欄参照）。

エ 納付すべき消費税額 120万3500円

上記金額は、上記イの消費税額から、上記ウの控除対象仕入税額を控除して算出した金額に、通則法119条1項の規定を適用して100円未満の端数を切り捨てた後の金額である（別表3-5の「更正処分後の金額」欄の「④」欄参照）。

オ 地方消費税の課税標準となる消費税額 120万3500円

上記金額は、地方税法72条の82の規定により、上記エの納付すべき消費税額である（別表3-5の「更正処分後の金額」欄の「⑤」欄参照）。

カ 譲渡割額 32万4700円

上記金額は、上記オの地方消費税の課税標準となる消費税額に地方税法72条の83（平成24年法律第69号〔平成26年4月1日施行〕による改正後のもの。）の規定に基づき63分の17を乗じて計算した金額に、地方税法20条の4の2第3項の規定を適用して100円未満の端数を切り捨てた後の金額である（別表3-5の「更正処分後の金額」欄の「⑥」欄参照）。

キ 消費税等の合計税額 152万8200円

上記金額は、上記エの納付すべき消費税額と上記カの譲渡割額との合計金額である（別表3-5の「更正処分後の金額」欄の「⑦」欄参照）。

2 本件各賦課決定処分の根拠及び適法性

被告が主張する本件各課税期間における過少申告加算税の額は、以下のとおりである。

(1) 平成25年10月期

前記1（1）のとおり、原告に対する平成25年10月期の消費税等の更正処分は適法であるところ、原告が当該更正処分により新たに納付すべきこととなった税額41万9400円（乙15）については、その計算の基礎となった事実のうち当該更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて通則法65条4項に規定する「正当な理由」があるとは認められない。

したがって、当該更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、通則法65条1項の規定に基づき、原告が当該更正処分によって新たに納付すべきこととなった税額41万円（同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。）に100分の10の割合を乗じて算出した金額4万1000円である。

(2) 平成26年10月期

前記1（2）のとおり、原告に対する平成26年10月期の消費税等の更正処分は適法であるところ、原告が当該更正処分により新たに納付すべきこととなった税額51万0800円（乙16）については、その計算の基礎となった事実のうち当該更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて通則法65条4項に規定する「正当な理由」があるとは認められない。

したがって、当該更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、通則法65条1項の規定に基づき、原告が当該更正処分によって新たに納付すべきこととなった税額51万円（同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。）に100分の10の割合を乗じて算出した金額5万1000円である。

(3) 平成27年10月期

前記1(3)のとおり、原告に対する平成27年10月期の消費税等の更正処分は適法であるところ、原告が当該更正処分により新たに納付すべきこととなった税額5万4900円（乙17）については、その計算の基礎となった事実のうち当該更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて通則法65条4項に規定する「正当な理由」があるとは認められない。

したがって、当該更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、通則法65条1項の規定に基づき、原告が当該更正処分によって新たに納付すべきこととなった税額54万円（同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。）に100分の10の割合を乗じて算出した金額5万4000円である。

(4) 平成28年10月期

前記1(4)のとおり、原告に対する平成28年10月期の消費税等の更正処分は適法であるところ、原告が本件更正処分3により新たに納付すべきこととなった税額5万2900円（乙22）については、その計算の基礎となった事実のうち当該更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて通則法65条4項1号に規定する「正当な理由」があるとは認められない。

したがって、当該更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、通則法65条1項の規定に基づき、原告が当該更正処分によって新たに納付すべきこととなった税額55万円（同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。）に100分の10の割合を乗じて算出した金額5万5000円である。

(5) 平成29年10月期

前記1(5)のとおり、原告に対する平成29年10月期の消費税等の更正処分は適法であるところ、原告が当該更正処分により新たに納付すべきこととなった税額6万8100円（乙19）については、その計算の基礎となった事実のうち当該更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて通則法65条4項1号に規定する「正当な理由」があるとは認められない。

したがって、当該更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、通則法65条1項の規定に基づき、原告が当該更正処分によって新たに納付すべきこととなった税額60万円（同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。）に100分の10の割合を乗じて算出した金額6万円である。

以上

別表 1 - 1 本件訴訟に至る経緯

(単位：円)

課税 期間	項目		区分	確定申告	修正申告	更正処分等1
平成 25年 10月 課税 期間			年月日等	法定申告期限内	平成30年6月6日	平成30年6月28日
	消費税	課税標準額		42,157,000	42,729,000	42,729,000
		消費税額		1,686,280	1,709,160	1,709,160
		控除対象仕入税額		1,180,396	1,196,412	860,870
		納付すべき消費税額		505,800	512,700	848,200
	地方消費税	課税標準となる消費税額		505,800	512,700	848,200
		譲渡割額		126,400	128,100	212,000
過少申告加算税の額					41,000	
平成 26年 10月 課税 期間			年月日等	法定申告期限内	平成30年6月6日	平成30年6月28日
	消費税	課税標準額		37,733,000	38,634,000	38,634,000
		消費税額		1,999,542	2,043,931	2,043,931
		控除対象仕入税額		1,399,679	1,430,751	1,026,420
		納付すべき消費税額		599,800	613,100	1,017,500
	地方消費税	課税標準となる消費税額		599,800	613,100	1,017,500
		譲渡割額		157,900	161,400	267,800
過少申告加算税の額					50,000	
平成 27年 10月 課税 期間			年月日等	法定申告期限内	平成30年6月6日	平成30年6月28日
	消費税	課税標準額		34,273,000	34,745,000	34,745,000
		消費税額		2,159,199	2,188,935	2,188,935
		控除対象仕入税額		1,511,439	1,532,254	1,099,981
		納付すべき消費税額		647,700	656,600	1,088,900
	地方消費税	課税標準となる消費税額		647,700	656,600	1,088,900
		譲渡割額		174,700	177,100	293,800
過少申告加算税の額					54,000	

別表 1 - 2 本件訴訟に至る経緯

(単位：円)

課税期間	区分		確定申告	更正処分等 1	更正処分等 2	更正処分等 3
	項目					
平成 28 年 10 月課税期間	年月日等		法定申告期限内	平成30年6月28日	平成30年11月8日	平成30年11月12日
	消費税	課税標準額	34,739,000	34,739,000	34,739,000	34,739,000
		消費税額	2,188,557	2,188,557	2,188,557	2,188,557
		控除対象仕入税額	1,531,989	1,096,617	1,531,989	1,096,617
		納付すべき消費税額	656,500	1,091,900	656,500	1,091,900
	地方消費税	課税標準となる消費税額	656,500	1,091,900	656,500	1,091,900
		譲渡割額	177,100	294,600	177,100	294,600
	過少申告加算税の額				55,000	0
平成 29 年 10 月課税期間	年月日等		法定申告期限内	平成30年6月28日		
	消費税	課税標準額	38,343,000	38,343,000		
		消費税額	2,415,609	2,415,609		
		控除対象仕入税額	1,690,926	1,212,099		
		納付すべき消費税額	724,600	1,203,500		
	地方消費税	課税標準となる消費税額	724,600	1,203,500		
		譲渡割額	195,500	324,700		
	過少申告加算税の額				60,000	

別表 3-1 更正処分の金額（平成 25 年 10 月課税期間）

（単位：円）

項目	更正処分前の金額	更正処分後の金額
①課税標準額 (1,000 円未満切捨て)	42,729,000	42,729,000
②消費税額	1,709,160	1,709,160
③控除対象仕入税額	1,196,412	860,870
④納付すべき消費税額 (100 円未満切捨て)	512,700	848,200
⑤地方消費税の課税標準となる消費税額	512,700	848,200
⑥譲渡割額 (100 円未満切捨て)	128,100	212,000
⑦消費税等の合計税額(④+⑥)	640,800	1,060,200

別表 3-2 更正処分の金額（平成 26 年 10 月課税期間）

（単位：円）

項目	更正処分前の金額	更正処分後の金額
① 課税標準額 (A+B) (1,000 円未満切捨て)	38,634,000	38,634,000
A 税率 4% 適用分	16,957,000	16,957,000
B 税率 6.3% 適用分	21,677,000	21,677,000
② 消費税額 (C+D)	2,043,931	2,043,931
C 税率 4% 適用分 (A×4%)	678,280	678,280
D 税率 6.3% 適用分 (B×6.3%)	1,365,651	1,365,651
③ 控除対象仕入税額 (E+F)	1,430,751	1,026,420
E 税率 4% 適用分	474,796	341,293
F 税率 6.3% 適用分	955,955	685,127
④ 納付すべき消費税額 (G+H) (100 円未満切捨て)	613,100	1,017,500
G 税率 4% 適用分 (C-E)	203,484	336,987
H 税率 6.3% 適用分 (D-F)	409,696	680,524
⑤ 地方消費税の課税標準となる消費税額 (I+J) (100 円未満切捨て)	613,100	1,017,500
I 税率 4% 適用分	203,484	336,987
J 税率 6.3% 適用分	409,696	680,524
⑥ 譲渡割額 (K+L) (100 円未満切捨て)	161,400	267,800
K 税率 4% 適用分 (I×25/100)	50,871	84,246
L 税率 6.3% 適用分 (J×17/63)	110,552	183,633
⑦ 消費税等の合計税額(④+⑥)	774,500	1,285,300

別表 3-3 更正処分の金額（平成 27 年 10 月課税期間）

(単位：円)

項目	更正処分前の金額	更正処分後の金額
① 課税標準額 (1,000円未満切捨て)	34,745,000	34,745,000
② 消費税額	2,188,935	2,188,935
③ 控除対象仕入税額	1,532,254	1,099,981
④ 納付すべき消費税額 (100円未満切捨て)	656,600	1,088,900
⑤ 地方消費税の課税標準となる消費税額	656,600	1,088,900
⑥ 譲渡割額 (100円未満切捨て)	177,100	293,800
⑦ 消費税等の合計税額 (④+⑥)	833,700	1,382,700

別表 3-4 更正処分の金額（平成 28 年 10 月課税期間）

(単位：円)

項目	本件更正処分 3 前の金額	本件更正処分 3 後の金額
① 課税標準額 (1,000円未満切捨て)	34,739,000	34,739,000
② 消費税額	2,188,557	2,188,557
③ 控除対象仕入税額	1,531,989	1,096,617
④ 納付すべき消費税額 (100円未満切捨て)	656,500	1,091,900
⑤ 地方消費税の課税標準となる消費税額	656,500	1,091,900
⑥ 譲渡割額 (100円未満切捨て)	177,100	294,600
⑦ 消費税等の合計税額 (④+⑥)	833,600	1,386,500

別表 3-5 更正処分の金額（平成 29 年 10 月課税期間）

(単位：円)

項目	更正処分前の金額	更正処分後の金額
① 課税標準額 (1,000円未満切捨て)	38,343,000	38,343,000
② 消費税額	2,415,609	2,415,609
③ 控除対象仕入税額	1,690,926	1,212,099
④ 納付すべき消費税額 (100円未満切捨て)	724,600	1,203,500
⑤ 地方消費税の課税標準となる消費税額	724,600	1,203,500
⑥ 譲渡割額 (100円未満切捨て)	195,500	324,700
⑦ 消費税等の合計税額 (④+⑥)	920,100	1,528,200

別表4-1 控除対象仕入税額の計算表（平成25年10月課税期間分）

（単位：円）

項目				金額		
課税標準額に対する消費税額				①	1,709,160	
貸倒回収に係る消費税額				②	—	
売上対価の返還等に係る消費税額				③	—	
控除対象仕入税額の基礎となる消費税額(①+②-③)				④	1,709,160	
課税売上高に係る消費税額の計算	区分		事業区分別の課税売上高(税抜)		左の課税売上高に係る消費税額	
	事業区分別の合計額	⑤	42,729,958	売上割合	⑪	1,709,197
	第一種事業	⑥	—	-	⑫	—
	第二種事業	⑦	—	-	⑬	—
	第三種事業	⑧	—	-	⑭	—
	第四種事業	⑨	1,572,734	3.7%	⑮	62,909
	第五種事業	⑩	41,157,224	96.3%	⑯	1,646,288
	消費税法施行令57条2項を適用した場合の控除対象仕入税額 [④×(⑮×60%+⑯×50%)/⑪]				⑰	860,870

注1：課税売上高とは、事業者が国内において行った課税資産の譲渡等の対価の額であり、消費税等の額を含まないものである（消費税法28条1項参照）。

注2：売上割合とは、事業区分別の課税売上高の合計額（⑤）のうちに各事業区分別の課税売上高の占める割合である。

別紙 4 - 2 控除対象仕入税額の計算表(平成 26 年 10 月課税期間分)

(単位：円)

区分		A	B	C		
		税率 4 % 適用分	税率 6.3 % 適用分	A + B (合計)		
課税標準額に対する消費税額	①	678,280	1,365,651	2,043,931		
貸倒回収に係る消費税額	②	-	-	-		
売上対価の返還等に係る消費税額	③	-	-	-		
控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額 (①+②-③)	④	678,280	1,365,651	2,043,931		
課税売上高に係る消費税額の計算	事業区分別の課税売上高 (合計)	⑤	16,957,603	21,677,301	38,634,904	売上割合
	第一種事業	⑥	-	-	-	-
	第二種事業	⑦	-	-	-	-
	第三種事業	⑧	-	-	-	-
	第四種事業	⑨	538,444	365,406	903,850	2.3%
	第五種事業	⑩	16,419,159	21,311,895	37,731,054	97.7%
	事業区分別の課税売上高に係る消費税額 (合計)	⑪	678,303	1,365,669	2,043,972	
	第一種事業	⑫	-	-	-	
	第二種事業	⑬	-	-	-	
	第三種事業	⑭	-	-	-	
	第四種事業	⑮	21,537	23,020	44,557	
	第五種事業	⑯	656,766	1,342,649	1,999,415	
消費税法施行令 57 条 2 項を適用した場合の控除対象仕入税額 [④ × (⑮ × 60% + ⑯ × 50%) / ⑪]	⑰	341,293	685,127	1,026,420		

別表 4-3 控除対象仕入税額の計算表(平成27年10月課税期間分)

(単位:円)

項目				金額		
課税標準額に対する消費税額				①	2,188,935	
貸倒回収に係る消費税額				②	-	
売上対価の返還等に係る消費税額				③	-	
控除対象仕入税額の基礎となる消費税額 (①+②-③)				④	2,188,935	
課税売上高に係る消費税額の計算	区分		事業区分別の課税売上高 (税抜)		左の課税売上高に係る消費税額	
	事業区分別の合計額	⑤	34,745,311	売上割合	⑪	2,188,954
	第一種事業	⑥	-	-	⑫	-
	第二種事業	⑦	-	-	⑬	-
	第三種事業	⑧	-	-	⑭	-
	第四種事業	⑨	875,321	2.5%	⑮	55,145
	第五種事業	⑩	33,869,990	97.5%	⑯	2,133,809
消費税法施行令57条2項を適用した場合の控除対象仕入税額 [④×(⑮×60%+⑯×50%)÷⑪]				⑰	1,099,981	

別表 4-4 控除対象仕入税額の計算表(平成28年10月課税期間分)

(単位:円)

項目				金額		
課税標準額に対する消費税額				①	2,188,557	
貸倒回収に係る消費税額				②	-	
売上対価の返還等に係る消費税額				③	-	
控除対象仕入税額の基礎となる消費税額 (①+②-③)				④	2,188,557	
課税売上高に係る消費税額の計算	区分		事業区分別の課税売上高 (税抜)		左の課税売上高に係る消費税額	
	事業区分別の合計額	⑤	34,739,338	売上割合	⑫	2,188,578
	第一種事業	⑥	-	-	⑬	-
	第二種事業	⑦	-	-	⑭	-
	第三種事業	⑧	-	-	⑮	-
	第四種事業	⑨	371,322	1.1%	⑯	23,393
	第五種事業	⑩	34,368,016	98.9%	⑰	2,165,185
消費税法施行令57条2項を適用した場合の控除対象仕入税額 [④×(⑯×60%+⑰×50%)÷⑫]				⑱	1,096,617	

別表 4-5 控除対象仕入税額の計算表(平成29年10月課税期間分)

(単位：円)

項目				金額		
課税標準額に対する消費税額				①	2,415,609	
貸倒回収に係る消費税額				②	-	
売上対価の返還等に係る消費税額				③	-	
控除対象仕入税額の基礎となる消費税額 (①+②-③)				④	2,415,609	
課税売上高に係る消費税額の計算	区分	事業区分別の課税売上高 (税抜)		左の課税売上高に係る消費税額		
	事業区分別の合計額	⑤	38,343,354	売上割合	⑫	2,415,629
	第一種事業	⑥	-	-	⑬	-
	第二種事業	⑦	-	-	⑭	-
	第三種事業	⑧	-	-	⑮	-
	第四種事業	⑨	681,756	1.8%	⑯	42,950
	第五種事業	⑩	36,994,932	96.5%	⑰	2,330,680
	第六種事業	⑪	666,666	1.7%	⑱	41,999
消費税法施行令57条3項2号ニを適用した場合の控除対象仕入税額 [④×{⑯×60%+(⑫-⑯)×50%}÷⑫]				⑲	1,212,099	

別表 2 省略